

# 今こそ実証の成果に基づいた 大胆な規制・制度改革と 国家戦略特区の一層の活用を

規制・制度改革プロジェクト・チーム(2020年度)

委員長／橋本 圭一郎

(インタビューは4月22日に実施)

2014年5月に最初の区域が指定された国家戦略特別区域(以下、国家戦略特区)制度の目的は「世界一ビジネスをしやすい環境」の創出であり、大胆な規制・制度改革によって企業の投資を促し、民間活力を最大限に引き出すことである。しかし現状は、当初の方針に基づいて制度が適切に運用されているとは言い難い。国家戦略特区を通じた規制改革制度全体の課題について、橋本圭一郎委員長が語った。

## 国家戦略特区が進まない背景 規制改革制度自体の規制改革が必要

国家戦略特区制度は、対象地域の選定段階から国が積極的に関与し、首相の主導によって迅速な意思決定ができることになっています。既存の規制改革制度の中では最も推進力が高く、岩盤規制の突破口として期待されてきましたが、現状は、この国家戦略特区でさえも適切に機能していません。2021年4月現在で、全国展開が実現した45件の内、特区での実証の成果が認められて全国展開された特例措置は、9件だけです。

そこで、国家戦略特区というテーマを通して規制改革の仕組みを改革することで、さまざまな規制改革が進みやすい環境をつくるのが、今回の意見の狙いです。いわば、「規制改革制度自体の規制改革」ともいえます。

規制改革が進んでいない背景には、改革を推進する政治の強力なリーダーシップ不足のほか、規制に守られた既得権益者や既存の制度を変えることに対する所管省庁の反対があります。政府で

は、国家戦略特別区域諮問会議や規制改革推進会議など、個別に取り組みは行っているものの、どこで何を検討しているのかが国民目線では分かりにくく、規制改革に対する国民の関心が高まっていないことも大きな理由です。

## PDCAサイクルにもう一つの「A」が 推進体制を一元化するべき

今回は、規制改革を推進するために三つの意見を提示しています。一つ目は、推進体制に関する意見です。現在、規制改革に関する会議体は細分化されており、推進力が低下しているため、将来的には、強いリーダーシップを持つ規制改革担当大臣の下に推進体制を一元化するべきです。

二つ目は、指標となるものの明確化です。国家戦略特区に関しては「成長戦略フォローアップ」(2020年7月17日閣議決定)において、「活用から一定期間が経過し、経済効果が高く、特段の弊害のない特区の成果については、全国展開に向けた検討を重点的に進めるなど、全国展開を加速化させる」と明記されています。国家戦略特区が「世界

一ビジネスのしやすい環境」の創出を目的とするのであれば、全国展開の可否を判断する「特段の弊害」を明確に定義し、企業が大胆な投資を判断しやすい環境をつくる必要があります。

私は、現状の国家戦略特区制度の運用には、PDCAサイクルのC(評価)とA(改善)の間にもう一つ、政治や所管官庁による「A」(承認: Authorization)があるという認識を持っています。彼らの承認がないと、次の段階に進めないのです。このような政治的忖意を排除し、国民に分かりやすい制度を作るためにも、全国展開の可否や継続を判断できるように導入段階で明確な指標を示す必要があります。

三つ目は、国家戦略特区の所管官庁である内閣府がより主導的な役割を果たすことです。

全国展開の判断に関する調査では、積極的に関与し、中立性を担保する必要があると考えます。

## 規制・制度改革は企業が新しい分野に進出するチャンスにつながる

コロナ禍が浮き彫りにした多くの課



**橋本 圭一郎 委員長**  
経済同友会 副代表幹事・専務理事

1951年徳島県生まれ。74年一橋大学商学部卒業後、三菱銀行（現・三菱UFJ銀行）入行。三菱自動車工業取締役執行副社長兼最高財務責任者（CFO）、首都高速道路取締役会長兼社長（最高経営責任者兼最高執行責任者）などを経て、14年塩屋土地取締役副社長・COO、16年取締役副会長、19年取締役、現在に至る。2007年7月経済同友会入会。12年より幹事。19年・20年度副代表幹事・専務理事、広報戦略検討委員会委員長、20年度PFI PT委員長、規制・制度改革PT委員長。

題やデジタル化・分散型社会への転換に対応するためには、実証の成果に基づいた大胆な規制・制度改革が必要です。今回は国家戦略特区における課題を通して規制・制度改革全体の推進につながる意見を分かりやすくまとめました。

規制・制度改革を考えるにあたっては、現状の規制にとらわれることなく、自由な発想を持つことが重要です。企業は、自分たちのやりたいことであれば、多少の困難があっても創意工夫で実現することが可能です。しかし、その意思決定をするときに、経営の自由度が低い地域で事業を始めようとは思いません。

ビジネスのしやすい環境とは、意思決定の選択肢が豊富にあり、それぞれの企業が自らの経営状況に応じた最良の選択を行える自由度の高い市場です。それを実現するためには、市場競争を妨げる規制を改革することが有効な手段になります。会員の皆さまにも、規制改革に関する興味・関心を一層お持ちいただくと幸いです。

意見概要（5月6日発表）

## 国家戦略特区を改革の突破口に

デジタル化・分散型社会への転換やコロナ禍で顕在化した課題に対応するためには、大胆な規制・制度改革による構造転換と経済成長の加速が必要だ。規制改革を推進するため、政府の中にはさまざまな制度・会議が設けられているが、岩盤規制の突破口として期待されていた国家戦略特区でさえ、適切に機能していないのが現状である。

国家戦略特区における規制の特例措置は、閣議決定された国家戦略特区基本方針に基づき、「その実施状況等について適切な評価を行い、当該評価に基づき、その成果を全国に広げていく」ことになっている。しかし、特区

での実証を通じて全国展開されたものは9件しかない。

この現状を踏まえ、国家戦略特区というテーマを通し、規制改革を進める仕組み自体を見直して、日本をもっとイノベティブな経済社会に構造転換していく必要があると考えた。今回の意見は、規制改革推進体制の一元化、全国展開を阻む「特段の弊害」の定義、内閣府の主導的な役割といった、規制改革の仕組みを改革することで、さまざまな規制改革が進みやすい環境をつくり、企業が経営の選択肢を広げ、大胆な投資を促進することを目的としている。

### 意見のポイント

#### 意見Ⅰ 規制改革推進体制の一元化を図るべき

現在、規制改革に関する政府の会議体が林立しており、国民にはこれらの役割や相互関係が分かりにくくなっている。将来的には規

制改革担当大臣の下に体制や制度の一元化を図り、規制改革の推進力を高める必要がある。

#### 意見Ⅱ 全国展開を阻む「特段の弊害」を定義・判断する指標などの明確化をすべき

国家戦略特区について、特段の弊害がない規制の特例措置は全国展開することが原則とされているが、特段の弊害の定義や実証の成果を客観的に判断する指標は決められていない。企業が大胆な投資を判断しやすくするために、特例措置の創設段階で、全国展開の可否を判断する「特段の弊害」を明確に定義すべきだ。合わせて、国民に対して情報公開する

「見える化」を超えて、規制改革がもたらすメリットを「分かる化」するため、成果を評価するための指標を明確化し共有する必要がある。

また、該当規制を所管する省庁が全国展開に反対する場合には、特区での実証によって発生している弊害と反対理由について、国家戦略特別区域諮問会議において具体的な説明を実施するよう義務付けるべきだ。

#### 意見Ⅲ 内閣府は一層の主導的な役割を果たすべき

兵庫県養父市で活用されている「法人農地取得事業」に係る特例措置について、2021年1月15日の国家戦略特別区域諮問会議にて、全国展開に先立ち、ニーズと問題点の調査を指定区域以外において実施する方針が決定され、本来の制度趣旨とは異なる例外措置が取られることとなった。しかし、実際に調査を行うのは、現行規制を所管する官庁の農林水産省であり、中立性が担保されない懸念

がある。このような調査は内閣府が実施すべきであり、国家戦略特区の所管官庁として、一層の主導的な役割を果たしていただきたい。

詳しくはコチラ

